

国立大学法人九州大学の中期目標・中期計画一覧表

中　期　目　標	中　期　計　画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>九州大学は、世界中の人々から支持される高等教育を一層推進するため、平成12年11月に「九州大学教育憲章」を制定した。また、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献し得る研究活動を促進していくため、平成14年1月に「九州大学学術憲章」を定めた。</p> <p>九州大学は、教育憲章と学術憲章に掲げる使命と理念を達成するために、教育においては、全学教育、学部専攻教育及び大学院教育を通して活力あふれる一貫教育を展開し、研究においては、学術文化の発展と21世紀の人類が抱える様々な問題の解決に貢献するため、卓越した基礎研究の拠点形成を継続的かつ積極的に推進する。また、知の探求・創造・継承と人材育成を通じて、社会貢献、国際貢献を一層促進する。さらに、日本の基幹大学として、多様かつ学際分野での研究を推進するとともに、これまで積み重ねてきた実績に基づく「新科学領域への展開」と地理的、歴史的必然が導く「アジアをテーマとする研究」を推進し、世界最高水準の教育研究拠点を目指す。</p> <p>さらに、九州大学は、平成7年3月に策定した「九州大学の改革の大綱案」に掲げた基本構想、即ち「国際的・先端的教育研究拠点の形成」と「自律的に変革し、活力を維持し続ける社会に開かれた大学の構築」を実現するために、学府・研究院制度の導入など多くの改革を進めてきた実績を踏まえ、二つの憲章に掲げる使命・理念を着実に具現化するとともに、九州大学が自律的に進めてきた改革を一層発展させる。特に、学府・研究院制度の下での「5年ごと評価、10年ごと組織見直し」制度による戦略的組織編成の基本方針と、大学の戦略的教育研究活動に対する「人・資金・時間・空間」の合理的な優先配分の基本方針を機能させる。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。</p>	

2 教育研究上の基本組織

九州大学の中期目標を達成するため、別表に記載する学部、学府、研究院及び附置研究所を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標**1 教育に関する目標****(1) 教育の成果に関する目標**

- 「九州大学教育憲章」の理念に基づき、人材育成という教育の原点を踏まえながら、学生の立場に立った教育を進める。また、様々な分野において指導的な立場で活躍できる人材に求められる的確で総合的な判断力、それを支える幅広い関心と専門的能力、国際性と倫理性並びに創造力を培う。
- これらの取組みに際しては、生命の尊厳を基本理念としつつ、社会と学問の変化に柔軟に対応できる能力と自ら不斷に学ぶ能力を重視する。

1) 学士課程**① 全学教育**

- 大学での学習への適応力並びに学習意欲の早期形成を図るとともに、豊かな教養と外国語能力・情報処理能力及び専門の学習を進めるための基礎能力を培う。

② 学部専攻教育

- 学問への意欲と基礎的能力に基づく幅広い専門的能力の修得を図るとともに、主体的に自らの進路を選択し、指導的立場で活躍できる社会人を育成する。

2) 大学院課程

- 大学院重点化大学の特性を活かしながら、社会人の再教育も含め、新しい分野を開拓できる創造性豊かな優れた研究者及び高度な専門的知識・能力を持つ職業人

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置**1 教育に関する目標を達成するための措置****(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置****1) 学士課程****① 全学教育**

- 教養教育、外国語教育、情報処理教育、基礎科学教育等のバランスのとれた体系化により、教育成果の向上を図る。
- 幅広い分野のカリキュラムを提供することにより、豊かな教養の基盤を形成する。
- 充実した外国語教育により、国際化が一層進行する現代社会の様々な要求に応え得る能力の基盤を形成する。
- 充実した情報リテラシー教育及び情報倫理等に関する教育により、情報化社会の様々な分野で活躍できる基盤を形成する。
- 適切な科目提供により、各学部の専門分野を学ぶ上で共通する基礎的な能力を育成する。
- 様々な社会体験をさせる教育等により、主体的に進路を選択する能力を養う。

② 学部専攻教育

- 専門科目を学びながら次第に自らの専攻を定めていく教育システムを確立しつつ、大院への進学意欲をも高める教育環境を整備することにより、教育目標に沿った教育成果の向上を図る。
- 教育成果の一つとして、各種国家試験の合格率の向上、公的資格の取得率の向上を図る。

2) 大学院課程

- 新しい学問分野を切り開き、時代と社会の要請に応え得る各学府の明確な教育目標に沿って、教育成果の向上を図る。
- 専門職大学院（医療経営・管理学、ビジネス・スクール、ロー・スクール等）の整備

を育成する。

3) 教育の成果・効果の検証

- 大学教育の実施状況を多面的な観点から調査することにより、教育目標に沿った教育の成果・効果を検証しつつ教育改善に結びつけるシステムを確立する。

・充実により、高度な専門的知識・能力を持ち指導的立場で社会に貢献する人材を育成する。

- 柔軟な教育体制の整備により、大学院教育に対する社会人の多様な期待への対応を図る。

3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 学部生及び大学院生の履修状況、成績状況、資格取得状況、学位取得状況を定期的に調査し、教育目標に沿った履修がなされているか、全学教育、学部専攻教育、大学院教育のそれぞれの教育成果について包括的検証を行う。
- 学生による授業評価結果を分析し、学生の視点からの教育成果を検証する。
- 卒業生及び修了生の進路の継続的な調査を実施し、教育成果を検証する。
- 卒業生及び修了生を対象とした本学での学習の成果についての調査を実施し、教育成果を検証する。
- 雇用者等を対象とした卒業生及び修了生の能力についての調査を実施し、教育成果を検証する。

(2) 教育内容等に関する目標

1) 学士課程

- ① アドミッションポリシーに関する基本方針
 - 教育目標と教育成果の観点からアドミッションポリシーを明確にし、これに沿って能力と適性等の多面的な評価を行う多様な入学者選抜方法を実施する。

② 教育課程に関する基本方針

- 高校教育から大学教育への円滑な接続を図るとともに、大学院教育への接続も視野に入れながら、全学教育及び学部専攻教育の教育目標を達成する見地から、教育課程における教育内容や実施形態の体系性を確保する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1) 学士課程

① 学部入学者選抜に関する具体的方策

- 教育目標と教育成果の観点から、既定のアドミッションポリシーを再検討し、一層の明確化を図る。
- 様々な機会・方法を活用して、アドミッションポリシーの周知・徹底を図る。
- AO(アドミッション・オフィス)選抜方式の検証をはじめ、異なる入学者選抜方式の比較を含めた追跡調査を一層充実し、選抜方式の改善を図る。
- 高校教育の変化や取組みを注視し、高校との連携協力を促進する。
- 文系学部(文学部、教育学部、法学部、経済学部)における学士課程教育の見直しと新しいシステム開発の推移を踏まえながら、入学者選抜の枠組みとその方法について開発を図る。
- 資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる。

② 教育課程に関する具体的方策

(高校教育からの円滑な接続)

- 高校での新学習指導要領に配慮したカリキュラム編成を構築するとともに、必要に応じて、高校教育における履修内容等に留意した科目を充実する。

(教養と専門性の基盤形成)

- 豊かな教養の基盤となるカリキュラムを提供する教養教育科目を整備・充実する。
- 学問を進める上で共通基盤となり、専門教育の準備のために必要な基礎科学科目を整備・充実し、体系化する。

(国際性の基盤形成)

- 国際化に伴う現代社会の諸要求に応えられるよう外国語教育を再編・整備し、充実する。

③ 教育方法に関する基本方針

- 全学教育及び学部専攻教育の教育成果に関する目標が達成できるよう、科目内容に応じた有効な授業形態、授業方法、学習指導法を採用する。

④ 成績評価に関する基本方針

- 科目の教育目標・達成目標に基づいた適正な成績評価基準を定める。

- 英語の運用能力向上のため、学生の能力別に TOEFL や TOEIC 等の達成目標を定め、その達成のための支援授業を行う。

- 国際化への対応能力を育成するため、英語による授業科目を開講する。

- アジアの大学との交流に重点を置く本学の方針を踏まえ、アジア言語の履修を促進するためのカリキュラム改訂を行う。

(情報化社会への対応能力の育成)

- 情報化社会の中で様々な分野で活躍する基盤を育成するため、情報科学・情報社会学関連の教員と情報基盤センターや附属図書館との連携により、情報リテラシー教育及び情報倫理等に関する教育を整備・充実する。

(社会性の育成)

- 学生が主体的に進路を選択できる能力等を育成するため、インターンシップなどの実施や学生の就業意識の形成に資する授業科目を開設する。

- 学生の社会参加を積極的に促進するためのボランティア教育等の授業科目を開設する。

(カリキュラムの広がりと体系性の確保)

- 全学教育、学部専攻教育を通じ、広い分野の学問への関心を持たせ、次第に自らの専攻を定めていく教育システムとしての「総合選択履修方式」制度の適正な運用を図る。

- 幅広く豊かな教養と専門能力を高める方策として、主専攻・副専攻制度の導入など、学士課程教育の新しいシステムについて、文系学部を中心に開発を図る。

- 学生の自主性を重視し「専門性の高いゼネラリスト」を育成する本学独自の「21世紀プログラム」課程を一層充実させるとともに、その教育経験を全学的に還元する。

(大学院教育への接続)

- 専門知識の向上や大学院進学意欲の増進を図るために大学院開放科目を整備し適切に運用する。

③ 教育方法に関する具体的方策

(シラバスの活用)

- 科目選択、履修計画のための情報、学習の指針を明確に示せるようシラバスシステムを一層充実させ、その適正な運用を図るとともに、学外にも公表する。

(授業形態の整備)

- 少人数教育や、対話・討論型、双方向的な授業を整備・充実する。

- フィールドワークなどの体験型授業を整備・充実する。

- 外国語教育について、能力別クラス編成を実施する。

(TAの活用)

- 教育効果を高めるため、効率的に TA (ティーチング・アシスタント) を配置する。

④ 成績評価に関する具体的方策

- 科目分野と各授業科目の達成目標を明確に定め、それに基づく G P A (グレード・ポイント・アベレージ) 制度の導入など厳格な成績評価を実施する。特に、全学教育において複数の教員が担当する同一科目群、同一科目の成績評価について、適切な評価指標を設定する。

2) 大学院課程

① アドミッションポリシーに関する基本方針

- 教育目標と教育成果の観点からアドミッションポリシーを明確にし、これに沿って、他大学や外国の大学出身者及び職業経験者で、学習能力及び学習意欲を備えた者を積極的に受け入れる。

② 教育課程に関する基本方針

- 新しい学問的・社会的要請に柔軟かつ適切に対応しつつ、体系的な教育課程の整備と指導体制の改善を図る。

③ 教育方法に関する基本方針

- 教育目標に沿って、新しい学問的・社会的要請に柔軟かつ適切に対応しつつ、体系的な教育課程を整備する。

④ 成績評価に関する基本方針

- 授業の達成目標に基づいた明確な成績評価基準を定める。
- 学位授与手続きの簡素化とともに、学位授与率の向上を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

1) 教員組織編成に関する基本方針

- 柔軟で活力ある教員配置と編成を行うとともに、責任ある実施体制を確保するために、学府・研究院制度を活用する。
- 全学教育の責任ある実施体制及び全教員の協力体制を確立する。

2) 大学院課程

① 大学院入学者選抜に関する具体的方策

- 教育目標と教育成果の観点から、既定のアドミッションポリシーを再検討し、一層の明確化を図る。
- 学府ごとに博士後期課程の収容定員の充足を図る具体策を実施する。
- 様々な機会・方法を活用して、アドミッションポリシーの周知・徹底を図る。
- 教育の国際化及び教育における国際貢献の観点から、資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる。
- 異なる入学者選抜方式の比較を含めた追跡調査体制を整備し、選抜方式の改善を図る。

② 教育課程に関する具体的方策

- 全学の教育力を活かすために、学府や専攻の壁を外した共通教育プログラム、共通授業科目、外国人留学生共通教育プログラムを検討し、実施する。
- 文系分野における博士の学位取得を促進する観点から、カリキュラムの見直しや指導体制の改善を進める。
- 國際化への対応能力を育成するために英語による授業科目を開講する。

③ 教育方法に関する具体的方策

- 教育・研究指導内容の充実を図るために、複数教員による指導体制を整備する。
- 専門職大学院や各学府に特有の教育目標を実現するために、必要に応じて、インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア活動など、体験型の科目を設置する。
- アジアの大学との交流に重点を置く本学の方針を踏まえ、アジア地域の大学への留学を促進する。
- 大学教員志望の学生の教育能力育成を図るために、TAの制度を活用する。

④ 成績評価に関する具体的方策

- 授業の達成目標に基づいた明確な成績評価基準を定め、これに基づいて厳格な成績評価を行う。
- 成績評価基準や成績評価の実施状況を定期的に点検・評価し、改善を図る。
- 指導体制・方法の改善及び学位授与審査等の手続きの簡素化などにより、学位授与の円滑な実施を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教員組織編成に関する具体的方策

(教員組織の整備)

- 学府、学部教育に研究院の枠を超えた教員の参加を可能とする学府・研究院制度を活用し、柔軟な組織編成を行う。
- 複数の研究院が参画する学府、学部、全学教育を担当する教員の人事は、学府・研究院・学部の関係者からなる協議会等で調整を行う。

(教育実施体制の整備)

- 現行の全学教育の委員会制度を、企画・実施・点検・評価が効率的に行われると同時

2) 教育環境の整備に関する基本方針

- 効果的な教育を実施するため、キャンパスごとの実情を踏まえながら、施設・設備や情報基盤等の教育環境を整備・充実し、有効に活用する。

3) 教育の質の向上及び改善に関する基本方針

- 全ての教育組織の教育活動を継続的に自己点検・評価し、さらに、定期的に外部評価を実施することにより、改善する。
- 全学FD（ファカルティ・ディベロップメント）組織を充実させるとともに部局FD組織との有機的連携を図る。
- 教育内容等改善のための開発研究の支援を行う。

4) 附属図書館の整備と活用に関する基本方針

- 附属図書館は、新しい学術情報の在り方に適応する機能を備えるとともに、利用者のニーズに応じて効果的にサービスを提供する。

に責任所在が明確なものに改編する。

- 全学の全ての教員に担当可能な全学教育授業科目を登録することを義務付け、これを基に全学教育への全学教員出動体制を確立し適正に運用する。
- 学生の自主性を重視し「専門性の高いゼネラリスト」を育成する本学独自の「21世紀プログラム」課程の実施体制を整備・充実する。

2) 教育環境の整備に関する具体的方策

(教育施設の活用)

- キャンパスごとの実情を踏まえながら、教育組織の壁を越え、全てのキャンパスの教育施設・設備の効率的な利用を実施する。

(情報技術の活用)

- 教育活動への支援を向上させるため、情報技術を最大限に活用する。
- 遠隔教育やe-learning等の導入を促進するため、教育用マルチメディアの設備を整備・充実する。

3) 教育の質の向上及び改善に関する具体的方策

(自己点検・評価の継続的実施)

- 教員教育の内容・方法等についての改善を図るために、目標達成度についての定期的な自己評価・外部評価を実施する。
- 各教員組織は、授業担当状況、学生による授業評価、個々の教員による教育活動に係る自己評価等を総合した教員の教育評価制度を確立し、その有効な活用を図る。
- 全学教育の質の維持・向上を図るために、全学教育担当教員に対する教育評価制度を確立する。
- 全ての授業科目について、学生による授業評価を実施することを教育組織及び担当教員に義務付け、その結果を教員の授業改善に資する制度を確立する。

(FDの充実)

- 全学FD委員会を設置し、系統的な全学レベルのFDを企画し、実施する。
- 全学FD委員会の下に置く全ての教育組織等（全学教育、学部、学科、学府、専攻等）のFD委員会に、各教育組織等のFDの企画・実施及びその報告を義務付ける。
- 全ての教員に年間1回以上のFD企画への参加とその報告を義務付ける。

(教育改善のための研究開発支援)

- 本学独自の「教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P&P）」により、教育内容等改善のための開発研究の支援を強化し、その成果を有効に活用する。

4) 附属図書館の整備と活用に関する具体的方策

- 附属図書館は、学生用、研究用、貴重図書等の図書収書基準を制定し、体系的に網羅性のある蔵書構築を行うとともに、学習、調査、研究の目的に対応した閲覧環境を整備する。さらに、電子図書館機能を充実・強化する。また、業務の合理化やキャンパス移転に対応して組織・機構の再編、見直しを行い、利用者サービスの向上を図る。
- 全国的に数少ない医学・生物学系の拠点校（外国雑誌センター館）としての全国共同利用の機能をさらに発展させる。
- 利用者サービス向上のため、長時間開館を促進する。

5) 学内共同教育に関する基本方針

- 全学的な共同教育施設について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。

- アジアをはじめ世界に開かれた大学を実現するため、附属図書館とアジアの大学等図書館との交流を深め、情報資源等の相互利用を推進する。

5) 学内共同教育に関する具体的方策

- 入学者選抜、高等学校との連携、教育支援、教育方法等の在り方について、総合的な研究開発を行うとともに、全学教育の支援業務を行う。
- 外国人留学生に対する日本語、日本文化・日本事情等の教育及び就学・生活上の指導助言を行うとともに、海外留学を希望する学生に対する就学・生活上の指導助言を行う。
- 健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに、職員、学生の健康管理及び体育指導に関する専門的業務を行う。
- 医学・歯学・薬学・保健学の分野に関する実習及び演習を通じて医療系分野の知識の統合的理解を助長させるため、指導及び助言を行い、併せて自学自習に共用させ問題解決型能力を育成する。

(4) 学生への支援に関する目標

1) 学生への学習支援に関する基本方針

- 学生の立場に立った教育という観点から、学生が心の豊かさとたくましさを備え、円滑な学習を進めることができるように、幅広い支援と修学指導・進路相談を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生への学習支援に関する具体的方策

(修学相談)

- 教育組織ごとに、入学から卒業まで継続して修学相談等に当たるシステムを確立する。
- 全学教育の中に組み込まれた人格形成を促進する科目の履修等とも連携させ、学生生活・修学相談活動を充実する。

(履修指導)

- 高校教育における履修内容等に留意し、科目選択に関する適切な履修指導を行う。
- 全授業担当教員が、授業に関する様々な相談等に応じるオフィスアワーを設定する。
- 単位修得不良者の指導体制を充実する。

(学習指導)

- 学生へのサービスと教育活動への支援を向上させるために、情報技術を積極的に活用する。
- 教育・授業に関する情報取得や意見交換等ができるネットワークシステムを構築し、学生及び教職員が学内外からアクセスできるよう整備する。

(留学指導、進学指導)

- 短期留学制度による外国の大学への派遣数が増加するように履修指導を充実する。
- 学部学生の大学院進学に対する指導体制の充実を図る。

2) 学生への生活支援等に関する具体的方策

(学生生活支援)

- 学生センターによる生活相談と生活支援を充実・強化する。
- 健康科学センターによる健康相談、メンタルヘルス相談、健康管理、スポーツ相談等諸活動を充実・強化する。
- 学生の学業及び課外活動を助成することを目的として設立された「九州大学学生後援会」を発展・充実させる。

- 3) 学生への就職活動支援に関する基本方針
- 学生の就職活動への相談体制、支援策を充実させるとともに、その支援機関の充実・整備を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1) 目指すべき研究の方向と水準に関する基本方針
- 新しい知の創造を目指す卓越した基礎研究に重きを置き、基礎研究に支えられた先端的研究の発展を促進する。
 - 人類の文化活動の根幹を担う研究において、アジアをテーマとした卓越した独創的な研究を推進する。
 - 國際的・先端的研究を遂行する機関として世界的に最高水準の中核的研究拠点を目指す。
 - 基幹大学の責務として、複雑・不透明な社会の展開に対応する多様な分野の研究を引き続き遂行し、社会のニーズに応える先端的研究成果を目指す。

- 課外活動を支援するための支援組織と施設設備を充実する。
 - 各キャンパス内の食堂、売店、書店、学生宿舎などの福利厚生施設を整備する。
- (経済支援)
- 大学院生の国際・国内学会での学術発表を経済的に支援する制度を強化する。
 - 大学院生の留学意欲を高めるため、その基盤となる経済的支援策を強化する。
 - 学生に対する緊急な経済支援に関する方策を策定する。
- (研究活動支援)
- 学位取得者を一定期間、寄附金により博士研究員として受け入れる学術研究員等制度を充実する。
- (留学生支援)
- 外国人留学生の生活向上のために、教職員による支援体制、ボランティア体制、各種手引書の作成、オリエンテーションの実施等を改善・強化する。
- 3) 学生への就職活動支援に関する具体的方策
- 学部生・大学院生の就職活動への相談体制、支援策を充実する。
 - 就職活動への支援策を充実させるため、企業が求める人材の調査研究を実施する。
 - 就職情報室による就職情報の提供と就職支援活動を充実・強化する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 研究の方向性と重点的に取り組む領域

(方向性の明示)

- 総合大学における各研究院・附置研究所・研究センター等の使命に基づき、組織の明確な研究理念・目的を掲げ、各分野の特性に配慮して達成目標を明らかにするとともに、目指すべき研究の方向性を示し、構成員への周知・徹底を図る。

(基礎研究の重視)

- 基礎研究の重要性並びに基礎と応用の不可分性を確認し、各研究院・附置研究所等の特性を活かしながら、多様な分野における個別専門研究を深化・先鋭化及び個性化・独創化するとともに、基礎研究と連携・調和した応用研究の先端化を促進する。

(社会貢献)

- 地域文化の研究及び産官学共同研究等を通して、社会に資する研究を積極的に推進する。

(新科学領域への展開)

- 個人及び部局の個別専門研究の下で創造された新しい概念を基に、個人研究の枠や部局の垣根を越えた基礎応用結合型の新科学領域への展開を推進する。

(アジア指向)

- 本学の歴史的・地理的な必然性が導く「アジア」への展開を目指した研究について、文系の研究課題を中心にして全学的に展開する。

(中核的研究拠点)

- 21世紀COEプログラム研究教育拠点をはじめ、世界的最高水準の中核的研究拠点

2) 成果の社会への還元等に関する基本方針

- 知の創造と人材育成の成果を社会及び世界に向けて常に発信し、人類の福祉と文化の発展並びに世界の平和に貢献する。
- 社会の要請に対応して産官学連携研究を推進し、産業の振興、地域・社会の発展に貢献する。

3) 研究の水準・成果の検証に関する基本方針

- 研究の質の向上を図るため、研究の水準・成果を評価

領域を明確に定め、拠点形成を図る。

(リサーチコア、P & P、国家科学技術戦略)

- 本学の学術研究推進システム「高等研究機構」の下で組織した研究グループ「リサーチコア」により、学際的研究、基礎と応用を融合する研究及び科学技術基本計画に基づく重点研究を戦略的に設定・推進する。
- 「教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P & P）」により、「優れた成果をあげ、研究拠点形成を担う研究」、「効果的な研究成果をあげるための研究」等、本学の研究戦略に基づく研究を推進する。
- 国家科学技術戦略に直結するバイオ、ナノ、環境、IT等において先端的成果をあげる。

(芸術と諸科学の融合)

- 九州大学と九州芸術工科大学それぞれが独自に形成してきた成果を基に、芸術的感性と諸科学を融合する新しい研究領域の創造に取り組む。

(生命科学、物質化学、応用力学)

- 統合生命科学という新分野のCOEを構築するために、医学・生命科学領域におけるポストゲノムの先端的研究を積極的に推進するとともに、それを支える大学院教育を充実させる。
- 物質化学の先端的研究を展開し、教育に直結する研究体制を構築して、物質化学のCOE形成を図る。
- 海洋大気力学、プラズマ材料力学、及びそれらの基盤となる基礎力学に関する研究を全国共同利用研究として推進する。また、応用力学分野の学術研究の進展に貢献するため、核融合科学研究所との双方向共同研究や、その他の関連機関との共同研究を実施する。

2) 成果の社会への還元に関する具体的方策

(社会への還元体制)

- 総長のリーダーシップの下で产学連携推進機構と国際交流推進機構が主体となり、研究成果の社会への還元と世界への情報発信を戦略的・統一的に推進する。

(組織対応型（包括的）連携研究)

- 研究成果の還元を社会の要請に応じて機動的かつ実践的に行うために、知的財産本部とリサーチコアが主体となり、企業との組織対応型（包括的）連携研究を推進する。

(情報発信)

- 研究成果の社会への還元と世界への情報発信機能を強化・充実するために、教員個人や専門分野別に分類した研究者群（「リサーチクラスター」等）の活動成果のデータベース化と公開を促進する。

(重点的取組)

- 専門職大学院教育（医療経営・管理学、ビジネス・スクール、ロー・スクール等）と調和・融合した研究を推進し、高度専門職業人の養成と社会連携に寄与する。

3) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

(体制整備)

- ・検証する体制を構築し、機能させる。

- 全学的な自己点検・評価体制を整備し、企画・実施・評価の連携により、専門分野の特性に配慮して、研究の水準と成果に対する評価方法を検討・開発する。
(評価・検証)
- 研究の水準・成果を評価・検証するため、教員個人及び研究組織等の研究活動に関する自己点検・評価を定期的に行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

1) 研究者の配置方針

- 大学の基本方針に基づき、部局等の使命を全うするために必要な研究者の配置を優先することを基盤に置き、全学的使命を戦略的・効果的に遂行する要素を加味した研究者の配置を推進する。
- 4重点活動分野（教育、研究、社会貢献、国際貢献）に配慮して、効率的・重点的な研究者の配置を進める。
- 卓越した中核的研究拠点の形成及び発展・充実を図るために、広く国内外から優れた研究者を求め研究拠点に配置する。
- 新しい研究分野の創成及び研究の活性化を図るために、研究者の流動化を促進する。
- 若手研究者を対象とした助成制度を整備し、育成に努める。

2) 研究環境の整備に関する基本方針

- 全学的な戦略・方針に基づき、重点的・戦略的な予算配分を行う。
- 国際的中核的研究拠点形成をはじめとして、全学的研究戦略を強力に推進するために研究環境を整備する。
- 教育研究の活性化を促す競争的研究設備環境を整備する。
- 研究設備及び研究資産の効率的運用を可能とする研究環境を整備する。
- 研究交流及び研究公開に関する情報システム環境を充実する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究者の配置に関する具体的方策

(全学的戦略)

- 学府・研究院制度の下における大学の戦略的組織編成の基本方針に基づき、部局等及び部門等の組織の改編及び研究者の再配置等の見直しを行う。
- 大学の基本方針に基づく総長のリーダーシップを機能化するために、全学管理の人員を効果的に活用するシステムを構築し、実施する。
- 大学の使命への戦略的対応、部局等の活動に対する全学的視点での援助及び新しい学問領域への対応等に関しては、戦略的かつ効率的な研究者の配置を行う。

(効率的配置)

- 研究者の適切な配置を行うために、4重点活動分野（教育、研究、社会貢献、国際貢献）に対する研究者の活動を統括する評価システムを構築する。
- 研究者の研究時間を確保するために、より有効な業務分担方法を検討し、推進する。
(優れた研究者の確保)
- 研究者の採用に当たっては、公募を原則とし、広く国内外から優れた研究者を求める。
(研究者の流動化促進)
- 21世紀COEプログラム及びリサーチコアの実績を踏まえて、研究者の流動化を促進する。
(若手研究者の育成)

2) 研究環境の整備に関する具体的方策

(研究資金の配分システム)

- 役員会、経営協議会等が定める全学的な戦略・方針に基づき、学内の予算配分を一元的に行い、重点的・戦略的経費の確保や評価に基づく各部局への予算配分方式を充実する。
- 寄附金の一部を「九州大学全学協力事業基金」に組み入れ、機動的に研究資金を運用する。
(戦略的・競争的研究環境の整備)

- 国際的中核的研究拠点を維持・発展させるための研究環境を整備するとともに、国内外の研究交流を支援する施設・設備の充実を図る。
- 「競争的教育研究スペース」制度に基づき学内共同利用が可能な設備等の整備を進

- 3) 知的財産の創出, 取得, 管理及び活用に関する基本方針
- 知的財産の創出, 取得, 管理, 活用を戦略的に実施するための体制を整備し, 研究成果の有効活用を図る。
- 4) 研究の質の向上システム等に関する基本方針
- 部局等及び部門等の研究活動に関する自己点検・評価体制を確立し, 評価基準を明確にする。
 - 全学的な体制の下で, 部局等の研究活動を総括する階層的な評価システムを確立する。
 - 長期的視点から研究の質の向上・改善を効果的に進めるための改革サイクルを確立し, 機能させる。

- め, 競争的研究設備の活用を積極的に推進する。
(設備の効率的運用)
- キャンパスの効率的使用を図るため, 学内の研究設備を体系化し, その共同利用の体制を確立して, 各組織が保有する設備などの学内共同利用化を推進する。
- (研究に関する情報システム)
- 学内の研究室単位の装置・設備をホームページ等で整理・公開し, 有効に利用する制度を整える。
 - 研究連携の基礎となる教員の研究活動に関する情報ネットワークを構築する。
 - 電子情報システムを取り入れた研究環境の整備, 図書情報・研究情報の電子化による研究支援体制の充実を図る。
 - 分散するキャンパスを高速光通信システムを通して接続し, 双方向通信システムを実現する。
- 3) 知的財産の創出, 取得, 管理及び活用のための具体的方策
- (基本方針の決定)
- 知的財産本部が中心となり, 自然科学・人文科学・社会科学に関する知的財産権の取り扱いや帰属に関して, 大学経営の倫理的及び社会的視点から総合的に検討し, その方針を決定する。
- (活動の推進)
- 知的財産本部は, 知的財産の創出, 取得, 管理及び活用を有効かつ円滑に進める組織として, また, 本学の产学連携の一元的窓口として, 企画・技術移転・リエゾン・起業支援・デザイン総合・事務部門の活動における経営, 企画・戦略立案及び広報活動を推進する。
 - 企業との組織対応型(包括的)連携研究を進め, 知的財産の活用及び創出を促す。
- 4) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
- (点検・評価の実施)
- 全学として教員の教育, 研究活動等の成果に対する基本的な評価システムを構築する。
 - 部局等及び部門等において, 研究活動等に対する自己点検・評価体制(外部評価を含む)を構築するとともに, 成果の評価方法を確定し, 点検・評価を実施する。
- (階層的評価体制)
- 部局等及び全学の委員会等の構成員からなる外部評価を含む階層的な評価体制を構築する。
 - 中核的研究拠点形成に資するため, 全学的体制の下で, 人事の円滑な運用と高度化, 研究費の確保と有効利用, 研究スペースの確保と有効利用, 及び研究企画に関する点検・評価を定期的に行う。
- (改革サイクル)
- 自己点検・評価結果を全構成員に周知徹底するとともに, 改善計画の立案機能を含んだ改革サイクルを確立する。
 - 企画・実施・評価部門の連携による改革サイクル機能を強化し, 自己点検・評価結果

- 5) 全国共同研究、学内共同研究等に関する基本方針
- 全国共同利用施設及び学内共同研究施設等について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。

を反映した研究体制の整備及び組織の見直しを行う。

- 5) 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

(全国共同施設)

- 全国共同利用施設として教育研究等のための情報基盤に係る設備の整備と提供、必要な技術支援業務及び研究を行うとともに、最先端のスーパーコンピュータによる高速大規模計算サービスを通じて先端的計算科学研究の推進を図る。
- (役割と機能に基づく活動)
 - 学内外の生物系分野への制御環境の提供及び生物環境調節の基礎研究を推進する。
 - 热帯地域の農業及びこれに関連する環境の基礎的、総合的研究を推進する。
 - 石炭産業を核とする地域産業等に関する文献・資料の収集・整理及び調査研究を推進する。
 - 学術標本の収蔵、分析、展示・公開等及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する調査研究を推進する。
 - アイソトープ関係の教育研究を行うとともに、アイソトープの安全管理を総括し、アイソトープを利用して教育研究を行う教員その他の者の共同利用を進める。
 - 自然科学系分野の研究教育上必要な試料の作成などを行うための大型機器を集中して管理運営し、分析サービスを提供する。
 - システムLSIの応用・設計・製造・検査に関する技術を総合的に研究し、その学問体系の確立と高度情報化社会における当該技術の利用について調査研究を推進する。
 - 宙空環境変動の予報や宇宙ゴミの警報などの実用化に向けた新しい宙空環境科学の創成のための調査研究を推進する。
 - 韓国研究の結節点として機能するため、韓国を中心とする朝鮮半島地域の学際的で総合的な研究を行うとともに、国内外の関連研究者との共同研究をコーディネートする。
 - 次世代のエネルギー改革や高度情報化・福祉社会を視野に入れた超伝導システム科学の構築を目指した研究を推進する。
 - 先端科学技術分野において高度な産業技術シーズの創出を行うとともに、産業化を狙った产学連携プロジェクト研究を企画・推進する。
 - ITを高度に活用し、芸術的感性の諸科学への融合を促し、独創性の高い価値を創出し得る学際的研究を積極的に支援推進する。
 - 本学の教育研究の先進化と社会貢献に資するため、超高圧電子顕微鏡を中心とする最先端顕微装置・技術を学内外に提供する。
 - 教育研究活動によって発生する無機系、有機系廃液及び固体廃棄物を適正に処理する。
 - 九州地区及び山口県における自然災害に関する資料を収集・整理し、提供するとともに、自然災害に関する研究を推進する。
 - 電離気体科学とレーザー科学分野において先端的・国際的研究を目指すと共に、これらの科学技術の融合分野・関連分野に対しても積極的に研究を推進する。
 - 本学に関わる史料を収集・整理・保存し、大学及び大学の歴史に関する調査研究を行うとともに、本学教員及びその他の者の利用を進める。

- 基礎研究及び先進的量子ビーム技術に支えられた先端的研究を推進する。
- 高度の専門職業的能力を持つ創造的な人材を育成するため、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進する。
- 本学をアジア諸国との学術交流の拠点とするため、アジアに係る総合研究等を推進する。
- 加速器、イオンビーム及び量子ビームに関する応用研究体制を整備し、西日本地区の拠点として、原子核、量子エネルギー、物質、生命、地球、環境等に関わる研究を推進するための組織の設置に取り組む。
- 新しい未踏の領域における物質科学を新エネルギー・システム・物質機能制御・植物質変換化学等の研究分野を中心として集中的・学際的に研究し、九州地区の物性研究の拠点となる組織の設置に取り組む。
- 国際化及び情報化に対応し、これまでの産業資料に関する研究を基礎としながら、記録資料管理と記録資料情報に関する総合的研究を行うための組織の設置に取り組む。
- 21世紀の循環型社会の主力エネルギーである水素の製造・供給と利用を安全に行うための統合技術に関する研究を集中的に推進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1) 社会連携に関する基本方針

- 教育研究における社会連携事業に関する基本方針を策定する。

- ① 教育における社会との連携・協力に関する基本方針
- 社会に対して、大学における教育研究の成果をフィードバックするとともに、生涯学習の機会を提供する。
 - 教育面における大学と社会との連携を強化し、教育の質の向上を図る。
 - 青少年に対して、人間性、社会性、国際性及び専門性の重要性を啓発するとともに、青少年の大学への夢と高度専門知識の勉学意欲を増進する。
 - 大学が保有する情報・施設等教育資源を広く社会へ開放する。
 - 大学に対する社会の要請を積極的に受け入れるため、地域社会との連携を強化する。
 - 地域の公私立大学等との連携を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 社会連携事業を推進するための具体的方策

(実施体制)

- 社会連携事業計画を策定し、全学的な実施体制を構築するとともに、社会連携事業を体系的に展開するため、「社会連携推進室」の機能を強化する。
- 社会連携に関して、情報ネットワークを構築するとともに、広報活動を推進する。

① 教育における社会との連携・協力に関する具体的方策

(成果の公開、生涯学習・リカレント教育)

- 開学記念日の講演会や国内外の著名な学識者等による公開講演会を継続的に実施し、市民及び中学・高校生に優れた教育研究成果を公開する。
- 大学公開講座、専門教育講座、セミナー、技術研修会及び資格関係の研修会等を実施し、市民に対し生涯学習の機会を提供するとともに、文化講演会、医療啓発活動、学習会、学外講演会等の講師として貢献する。
- 専門職大学院、科目等履修生、研究生、聴講生、専修生制度を利用し、専門職業人のリカレント教育を実施する。さらに、講演・講義・実習指導を通じて、初等・中等教育従事者に最新の研究情報を普及する。

(教育の社会連携)

- 自治体、企業、N P Oなどにおけるインターンシップの実施体制を平成17年度までに整備するとともに、企業等からの非常勤講師の積極的な活用を図る。

(高校生への働きかけ)

- 講義・講演などによる高等学校等との連携教育及び発達相談・カウンセリング、教科書執筆、大学入試センターへの協力を積極的に推進する。

- ② 研究における社会との連携・協力に関する基本方針
 - 地域社会及びアジアを核とした国際社会との研究における連携・協力を推進する。

- ③ 産学連携推進についての基本方針
 - ベンチャー型も含めて産官学の共同研究や自然科学系のみならず、人文社会科学系の新しい社会連携活動への展開を目指した研究等を支援し、推進する。
 - 産官学連携事業を積極的かつ効果的に推進する。

- 高校生を対象にしたオープンキャンパスを継続的に開催し、大学説明会及び最先端実験施設の公開を行う。また、高校生に対して、様々な社会連携活動の機会を通じて本学の教育研究活動を周知することにより、本学への関心を高める。
(大学施設の開放)
- 附属図書館及び総合研究博物館は、図書の住民貸出しの拡充、貴重な蔵書や学術標本等の展示公開など教育資源を広く社会へ開放する。
(地域社会との連携)
- 国・地方公共団体や経済・文化団体、非政府・非営利組織等の審議会・試験委員・研究会等を通じて社会に貢献する。
- 公・私立大学間の特別研究学生交流協定及び単位互換協定の拡充を図るとともに、これに基づき、特別研究学生や特別聴講学生の受け入れを行う。
- ② 研究における社会との連携・協力に関する具体的方策
(実施体制)
 - 産学連携推進機構及び研究戦略委員会を中心にして、社会連携活動への展開を目指した研究等を支援・評価する体制を確立する。
- (地域社会に関わる研究)
 - 福岡市、福岡県、北部九州、九州全域など本学が立地する各地域の産業・経済・環境・市民生活に関する研究課題への取組みを強化する。
 - 新キャンパスを中心とする新しい学術研究都市構想の中で、地域活性化に対して責任あるプロジェクトの提案と推進を行うための研究活動とその支援体制を確立する。
 - 地域の官界、産業界、教育界、N P O、起業関係者などとの関係を強化することにより、新産業創出の環境整備や地域特有の問題の解決などに貢献する。
- (アジア規模での社会連携)
 - 地域におけるアジア出身等外国人ビジネスネットワーク形成に寄与することにより、九州・福岡とアジア・海外とのネットワーク強化を図る。
- ③ 産学連携推進についての具体的方策
(知的財産本部)
 - 産学連携機能を「知的財産本部」に一元化し、産学連携機能の拡充・整備を行うことにより、産官学連携プロジェクト及び起業家育成事業を推進する。
- (国際的産学連携)
 - 上海交通大学との連携など、国際産学連携を推進し、地域経済の発展に貢献する。
- (基盤整備)
 - 地域産業ニーズの収集及び客員教授等との緊密な連携により、調査業務体制を強化し、プロジェクトの立案・推進を行う。
 - 研究者情報の一元化及びデータベース化により、効果的なプロジェクト提案の基盤を整備する。
 - 技術シーズの特許化・実用化及び産官学連携プロジェクト推進のケース教材を開発する。
 - 特許意識向上のための講習会を実施する。

- ④ 利益相反に関する基本方針
○ 産官学連携に際しての利益相反に対する九州大学の方針及びルールを明確化し、産官学連携の健全な推進を図る。

- 2) 国際交流・協力に関する基本方針
○ 國際交流推進機構において国際交流・協力に関する基本方針を策定する。
① 戰略的国際交流プロジェクトの推進に関する基本方針
○ 戰略的国際交流プロジェクトを一層推進し、特にアジアの諸大学との交流を活性化させる。
○ 外国の優れた大学との交流協定締結を通して、良好な競争的協力関係を構築するとともに、教育研究に関する国際競争力を確保するための国際戦略を発展させる。

- ② 外国人研究者・留学生の受け入れ及び教職員・学生の海外派遣についての基本方針
○ 教育の国際化及び教育における国際貢献の観点から、一層多くの資質の高い留学生を受け入れるとともに、本学学生の留学を積極的に推進する。

- ④ 利益相反に関する指針等の策定
(利益相反)
○ 兼業や責務相反・利益相反の規則を明確にし、ガイドラインを策定して学内に周知徹底させる。
○ 教職員による兼業等に関する状況報告書の提出、日常的なチェックの実施、問題がある場合の勧告など、一連の手続きの明確化及びマネジメント体制の構築を図る。
2) 国際交流・協力に関する具体的方策
(機構・施設の整備)
○ 国際交流推進機構の整備を図るとともに、関連施設の機能の充実強化を図る。
① 戰略的国際交流プロジェクト推進についての具体的方策
(アジア戦略)
○ アジア学長会議の継続的な発展に努めるとともに、外国の有力大学との国際会議を開催することにより、競争的協力関係の構築を図る。
○ アジア共通の問題意識を共有し、連携協力をしていくためのネットワークポイント(拠点校)を拡充することにより、協力関係を強化する。
(アジア規模の教育連携)
○ 欧米の二極構造に匹敵しうる第三極としてのアジアの研究者のための、独自の研究者養成プログラム(サマー研修プログラム等)を開発する。
○ インターネットを利用した遠隔教育やe-learningを導入することにより、アジアにおける高度な教育を実施できる体制を整備する。
○ アジアの諸大学間で教育内容・教育水準に関する基準の共通化を目指す。
(アジア理解)
○ 本学の教職員・学生及び一般市民を対象として、「アジア理解プロジェクト」(講演会の定期的開催・広報誌の発行・アジア関連の書籍提供・メールマガジン配信等)の充実を図る。
② 外国人研究者・留学生の受け入れ及び教職員・学生の海外派遣についての具体的方策
(支援体制)
○ 国際交流推進室が提供する様々な支援策により、国際交流協定に基づく教員・学生・事務職員等の交流の活発化を図る。
○ 宿舎の設備の充実により、訪問研究者及び留学生の受け入れを促進する。
(留学生受け入れ派遣の制度整備)
○ アジア学長会議の参加大学との間で単位互換協定を締結し、学生の相互受け入れを促進する。
○ 欧米からの大学院留学生の受け入れを増加させるため、外国人短期留学コースJTW(Japan in Today's World)及びATW(Asia in Today's World)の教育を充実させるとともに、日仏共同博士課程や日本・欧州連合間留学生交流パイロット・プロジェクトを活用する。
○ 教育の国際化として、留学生の受け入れ及び本学の学生の海外派遣体制を整備するとともに、外国人留学生と日本人学生を対象とした英語による授業を拡充する。

- ③ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する基本方針
- 国際交流推進機構及び各部局は、国際研究交流を積極的に推進するための基本方針を策定する。
 - 拠点大学に相応しい規模と内容を持つ国際共同研究及び国際会議を積極的に推進することを通じて、世界規模での大学間の連携を強化する。

- ④ 開発途上国に対する協力事業に関する基本方針
- アジアを中心とする開発途上国に対する教育研究、技術開発、人材育成を実践的・持続的に展開する。

(2) 附属病院に関する目標

- 1) 患者にやさしく分かりやすい病院システムを構築するとともに、患者の立場に立ったサービスの改善・充実に努める。

- 帰国留学生の協力により、資質の高い留学生を確保するシステムを構築する。
(若手研究者・外国人研究者支援)
- 國際的視野を有する若手研究者の養成を目的とした海外における学会等での発表を促進する。
- 外国人研究者の期限付き招へい制度を確立する。
- ③ 國際共同研究・國際研究会議の推進に関する具体的方策
(実施体制)
 - 國際共同研究・國際會議を推進するため、「国際交流推進室」を軸に全学と各部局との連携のとれた実施体制を整備する。
- (国際共同研究)
 - ネットワークポイント締結大学及び各分野の卓越した研究機関との国際共同研究を推進する。
- (国際會議)
 - 本学において国際学会、シンポジウム、セミナー、外国人研究者による講演会等を積極的に開催するとともに、海外においてワークショップやセミナーを積極的に実施することにより、国際的規模の研究交流を促進し、研究の質の向上を図る。
- ④ 開発途上国に対する協力事業に関する具体的方策
(国際協力)
 - 我が国の開発途上国開発支援政策（ODAプログラム等）とタイアップすることにより、開発途上国に対する協力事業を推進する。
 - 世界銀行、アジア開発銀行、国際協力銀行などの国際開発協力プロジェクトの受注を目指し、国際開発協力を促進する。
 - 独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携協力の下に、アジアを中心とする開発途上国に対して、法整備、農業振興、先端的産業の育成などについてのコンサルティング業務を実施する。
 - 国際医療協力やJICA歯学教育コースの充実により国際連携を推進する。
 - マレーシア及びASEAN諸国においてハブ的役割を果たすことを目指すマレーシア日本技術大学（MJTU）の設立・運営を支援する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 1) 病院システムと患者サービスの改善・充実に関する具体的方策
(社会に分かりやすい病院)
- 「社会に分かりやすい病院」を目指し、病院システムの広報活動を積極的に行い、情報公開に努める。
 - ホームページ等により病院診療内容（専門医、治療成績、高度先進医療、患者紹介率、患者安全指標、臨床治験の照会・案内、患者受入れ体制など）を紹介する。
 - 携帯電話およびインターネットを利用して患者・一般市民に有用な情報を提供する。
 - 外来患者数、平均在院日数、手術件数、高度先進医療など、診療実績および診療コ

- 2) 九州・アジア・世界に開かれた高度先進医療の診療拠点の形成を目指す。
- 3) 全人的医療を担う医療系人材の育成を目指す。
- 4) 九州・山口診療圏の中核医療機関として地域との連携を強化する。

- スト情報を提供する。
 • 広報誌を充実する。
- 各種疾病教室を拡充する。
 (患者に分かりやすい病院)
 - 「患者に分かりやすい病院」を目指し、臓器関連を基本とする臓器別診療科を編成する。
 - 診療科細分化の欠点を補い患者の「生活の質」を高めるための総合診療システムを強化する。
 (患者を動かさない病院)
 - 「患者を動かさない病院」を目指し、検査部門の一元化を行う。
 - 臓器別診療科間の診療連携体制を整備する。
 - 安心・安全・満足の患者サービス)
 - 患者用クリティカルパスをより一層充実させ、説明義務とインフォームドコンセント取得徹底のための体制作りに取り組む。
 - リスクマネジメントの向上及び安全教育の徹底のため、「医療安全管理部」を強化する。
 - 患者の待ち時間短縮のため、病院全体での患者予約制を導入する。
 - 患者・技術職員からの医師・歯科医師の評価システム、患者・医師・歯科医師からの技術職員の評価システム等、利用者からの職員評価体制の整備に向け取り組む。
 - 市民からのボランティアの受入れを推進する。
- 2) 九州・アジアの高度先進医療拠点とするための具体的方策
 (高度先進医療の推進)
- 基礎臨床統合型研究（トランスレーショナル・リサーチ）を推進するための体制を充実・整備する。
 - 医学研究院・歯学研究院・生体防御医学研究所の積極的な参画による高度先進医療開発を推進する。
- (国際連携)
- 國際交流協定を締結している病院との連携を強化するとともに、IT技術を活用しての情報交換や医療連携に取り組む。
 - 國際災害救急医療に対する拠点とするため、災害時緊急医療体制を整備する。
- 3) 全人的医療を担う人材育成のための具体的方策
 (医療系教育研修体制の整備)
- 病院統合の利点を活かした病院教育研修体制の統合・整備を行う。
 - 学生、研修医をはじめ、病院職員などを対象にコミュニケーション技術習得を推進する。
 - 地域医師の生涯教育に積極的に取り組む。
- 4) 九州・山口診療圏の中核医療機関とするための具体的方策
 (救急医療体制の整備)
- 集中治療部・救急部を高度救命救急医療の中心とし、クリティカルケアセンターを整

5) 経営管理を改善し、経営の効率化を図る。

6) 人事の流動性を増し、効率化を図る。

備する。

- 救急部、集中治療部、総合診療部、救急医学講座医師の兼務、各ホットライン医師の兼務によるチーム医療の推進を図る。
 - 地域との連携強化のため、救急ホットラインを設置する。
 - 高度救命救急患者や特殊疾患患者の遠隔地からの受入れ体制を整備する。
- (地域連携の強化)
- 退院援助・在宅医療援助の円滑な推進を図るため、「地域医療連携室」を機能強化し、地域医療機関、訪問看護ステーション、介護施設との連携体制を強化する。
 - 病院間、病院・診療所間の円滑な連携を推進するため、患者情報共有化のシステムを構築する。
 - 兼業の効率的運用により地域社会との連携を推進する。

5) 経営の効率化に関する具体的方策

- 病院の理念を実現するためにより有効な経営手段の開発・導入を行う。
- 病院マネジメントシステムを基盤化するため、病院長専任制度により病院長の権限強化を図る。
- 会計、保険診療、法令遵守、安全管理等に関する内部監査を実施する。
- 組織横断的な経営改善委員会の権限を強化することによって、医療材料、薬品等の購入、在庫管理等の整理・統一を図る。
- 研究医療と保険診療を明確に区分し、研究医療への外部資金の導入を促進する。
- 経営の安定化を図るために、病床区分、診療区分、要員配置の効率的運用を行う。

6) 人事の効率化を図るための具体的方策

- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、技術職員等病院職員の人事については、人事委員会あるいは経営会議において検討し、病院長が承認する体制をとるなど、病院職員の適正配置に対する病院長の指導体制を強化する。
- 流動性のある弾力的な人事制度の実施
 - ・主任教授の下に、専門性特化型教授を配置し、診療に権限と責任を持たせる。
 - ・外部の有用な人材の診療への参加手続きを簡素化し、非常勤臨床教授、非常勤診療担当医などを積極的に活用する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制に関する目標

- 総長、部局長のリーダーシップの下、外部人材の活用も含め、機能的な運営組織の整備を図り、戦略的な学内資源配分に努め、機動的、効率的な組織運営を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制に関する目標を達成するための措置

(経営戦略の確立)

- 役員会、経営協議会等において、外部有識者の意見を取り入れつつ、学内資源の有効活用と財政基盤の強化も念頭に置きながら、全学的な経営戦略を確立する。
- 総長のリーダーシップの下に、総長補佐体制を構築することにより、総長の機動的、戦略的な意思決定に資する。

(効果的・機動的な運営)

- 部局長会議を活用し、各種情報を全学の構成員が迅速に共有できるようにするとともに、部局間調整の円滑な実施を図る。

- 各種委員会については、全学的意思決定を効果的・機動的に行える体制を整備するという観点から、総長のリーダーシップの下に、各種委員会の見直し・再編を行う。
(機動的・戦略的な部局運営)
 - 部局長の権限の明確化、部局長補佐の設置等により、部局長補佐体制を強化し、ダイナミックで機動的・戦略的な部局運営を図る。
 - 教授会の在り方を見直し、審議事項の精選、代議員会の活用等により、機動的な教授会運営を図る。
(教員・事務職員等による一体的な運営)
 - 各種委員会に事務職員等が参画し、一体的な運営を図る。
 - 高等研究機構、産学連携推進機構、国際交流推進機構及び全学教育機構に教員及び事務職員等を配置した室等を置き、企画立案等を一体的に行い、更に機能等を整備・充実する。
(戦略的な学内資源配分)
 - 総長のリーダーシップの下、全学的視点から戦略的な資源配分を行う。
 - 学内資源の集中管理を進め、間接経費や全学協力事業基金、学内共通利用施設を活用して、重要分野に対する重点的、効果的な配分を行う。
 - (学外の有識者・専門家の活用)
 - 総長諮問会議等を設置し、外部有識者の意見を大学運営に反映する。
 - 法務、労務、財務、産学連携、国際交流等、専門性が高い分野への学外有識者、専門家の活用を図る。
 - (内部監査機能の充実)
 - 「内部監査室」を設置し、監事監査の支援と業務運営に係る内部監査を実施するとともに、監査に関する情報の収集・分析を行い、内部監査機能の充実を図る。
 - (国立大学法人間の自主的な連携・協力体制)
 - 業務運営を効率的に行うため、必要に応じて大学間で連携・協力して人事交流や会計事務などの共通案件の処理を行えるよう、地域や分野・機能等に応じた連携・協力体制の整備を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 社会のニーズ、教育研究の進展を見据え、役員、部局長等により構成する委員会において、「5年ごと評価、10年ごと組織見直し」制度の基本方針に基づき、各組織の見直しを行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(基本方向)

- 総長のリーダーシップの下、役員、部局長等で構成する委員会において、教育研究組織の見直しに係る基本方針の策定、組織の再編等に係る調整等を行う。
- 研究院については、学問体系の変遷・発展動向を考慮し、学術研究における学際化の進展及び日進月歩の学問分野に迅速に対応するよう定期的に点検・評価し、部門等の見直しを行う。
- 学府・学部については、人材育成ニーズ及び学問の進展に応じて定期的に点検・評価し、専攻及び学科の見直し等を行う。
- 附置研究所については、先端的、総合的研究の推進を図るため、定期的に点検・評価し、各研究部門及び研究分野の継続・廃止等を決定するとともに、研究院との教員の流

3 人事の適正化に関する目標

- 「教員人事の基本方針」に基づき、業績審査制・任期制、公募制の積極的導入を図り、「知」の創造拠点として活力に富み個性豊かな学術研究を発展させ、かつ産学連携や社会貢献の推進が可能となるよう、柔軟で多様な人事システムを構築する。
- 事務職員等については、大学運営の専門職能集団として、教員と連携協力しつつ企画立案等に積極的に参画することが可能となるよう採用・養成方法等を見直し、資質の向上に努める。
- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

動化の促進に努める。

- 学内共同教育研究施設等については、教育施設、教育・研究のサービス施設、研究施設等、機能別に分類して定期的に点検・評価し、教育・研究組織の在り方について見直し等を行うとともに、研究院との教員の流動化の促進に努める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
(教員の業績審査制)
 - 教員の業績等評価について、大学全体の共通的評価項目等の基本的枠組みを構築し、各部局において具体的な実施体制や評価方法等を定める。
(事務職員等の業績審査制)
 - 事務職員等の業績等評価について、国家公務員の評価制度や民間企業等における人事考課制度を参考にしつつ、合理的な評価システムを構築する。
(評価結果の活用)
 - 評価の結果は、給与面でのインセンティブ付与や任期付き教員の再任審査の基本的項目の一つとして審査に反映させる等の仕組みを設ける。
- 2) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
(人員・人件費管理)
 - 中長期かつ全学的な視点から、中央管理、部局配分等の人件費管理全体を一体的に行い、年度毎に適正かつ効率的な人員（人件費）管理を推進する。
 - 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図る。
- 3) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
(柔軟な雇用制度)
 - 大学運営を機動的かつ戦略的に展開するために、「総長裁量ポスト」制の活用等により、必要な人員を総長の判断で重点的に配置できる仕組みを推進する。
 - 高い業績を有し世界的に評価の高い教員は、特例的に定年延長や再雇用が可能となるような制度を平成16年度より導入する。
 - 外部資金の導入を促進し、獲得した資金による期限付雇用や年俸制など、より柔軟な人事制度を平成16年度より導入する。
- 4) 柔軟な勤務体制
 - 兼職・兼業の基準を平成16年度に作成する。その際、本学として産学連携や社会貢献を積極的に推進できるよう配慮する。
 - 業績優秀な教員に対するサバティカル制度、一定要件下での裁量労働制等、柔軟かつ弹力的な勤務体制の導入を図る。
 - 教育研究支援部門においては、専門職大学院の夜間開講等の教育体制に対応するため、多様な勤務時間帯を設定する。

	<p>4) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策 (任期制・公募制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 「教員人事の基本方針」に基づき、教員の採用に当たっては公開公募を原則とし、かつ選考に当たっては学外の専門家の意見を聞くシステムを取り入れるなど、より総合的な判断の下で選考することを原則とする。 ◦ 教員の任期制・期限付雇用制については、各分野の教育研究の特性に配慮しつつ推進するとともに、公募制を導入し、実践的識見を有する民間企業の人材等、国内外の優秀な人材を積極的に登用し、流動性の向上を図る。 <p>5) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 (外国人・女性等の教員採用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 女性、外国人、他大学出身者等の採用を促進し、これら女性等教員の割合、人数等を本学全体及び部局別に定期的に公表し、教員構成の多様性向上を図る。 <p>6) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 (事務職員等の人事制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 事務職員等の採用は、試験制度によることを原則とするが、法人経営、国際交流、产学連携、医療支援、図書部門、技術部門等の専門分野には、実践的経験や資格等を有する民間人の選考採用が可能となるような制度を導入する。 ◦ 大学運営の中核を担い得る事務職員等を育成するための人事システムの導入等を図る。 ◦ 事務職員等の資質向上のため、専門研修、民間派遣研修を充実、促進するほか、財務会計、人事管理等の国立大学法人間の共通的事項については、九州地域等の国立大学法人で共同研修を実施するシステムを調整する。 ◦ 人材養成や組織の活性化の観点から、九州地区国立学校等で実施している広域人事交流制度を、法人化後も引き続き共同して推進する。
4 事務等の効率化・合理化に関する目標	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (事務組織の機能・編成の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 業務の在り方を点検・評価し、類似・共通業務の一括処理や効果的な外部委託等を進めるとともに、本部事務と部局事務の適正な役割分担を図る。 ◦ 職員のより必要性の高い分野への再配置や事務組織の再編等により、事務機能の高度化を推進する。 ◦ 電子事務局構想の推進等により、事務情報化を図る。 (複数大学による共同業務処理) ◦ 地域大学と事務情報化の連携協力を推進する。 ◦ 物品等の一括調達の可能なものについて実施を検討する。 (業務の外部委託) ◦ 研究補助、医療、財務、施設関係等の業務の中で外部委託が可能なものについて、費用対効果を勘案して効果的な外部委託を行う。
IV 財務内容の改善に関する目標	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためのべき措置

<p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 競争的研究資金、受託研究費等外部資金の一層の獲得を図る。また、自律的な大学運営を行うとともに、教育研究水準の一層の向上に資するため、自己収入の増加に努める。 	<p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (競争的研究資金の拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 競争的資金獲得のための情報収集、支援方策等を講じ、科学研究費補助金等の申請件数の増加を図り、積極的な競争的資金の獲得を目指す。 (外部資金の拡充) ◦ 産官学連携の充実強化を行い、外部資金の増加を図る。 (自己収入の確保) <ul style="list-style-type: none"> ◦ 病院収入について、病院運営の効率化・強化を行い、增收を図る。 ◦ 公開講座等を充実し、講習料等の增收を図る。 ◦ 特許出願件数を平成19年までに150件に増やし、技術移転を積極的に進め、特許権収入の増加を図る。 ◦ 社会に対して果たすべき役割と社会のニーズ等を総合的に勘案して、入学料・授業料の額の設定を行う。
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 教育、研究、社会貢献、国際交流の充実向上を図りつつ、効率的な大学運営の仕組みを構築し、管理運営経費の一層の抑制を図る。 	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 電子事務局構想を推進し、財務会計システムの積極的な電子化を図るとともに、効果的な外部委託により、経費の抑制を行う。 ◦ 各部局等ごとに月別の光熱水料を公表し、節水、節電等に関する職員の意識啓発を促し、経費の抑制を行う。 ◦ 資材機器の共同利用化、一元的管理を推進し、効率的活用を図り、経費の抑制を行う。 ◦ 非常勤講師手当等の支給要件の見直しを行い、経費の抑制を行う。
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 経営的視点を重視し、資産の効率的・効果的な運用を図るとともに、産官学連携の積極的な推進を踏まえた資産の有効利用を図る。 	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ ペイオフ対策の充実を図り、安全確実な利回りの下での外部研究資金等の安定的運用管理を行う。 ◦ (株)産学連携機構九州の積極的活用及びホームページを通じた情報提供を行い、大学所有特許権の有効利用に努める。 ◦ 講義室や体育施設などの施設設備の貸付制度の見直しを行い、効率的利用の促進に努める。 ◦ 学内共通利用施設規則等に基づき、公募・全学的研究戦略及び社会連携・共同研究等による利活用を推進し、利用料を徴収するなど経営的視点からの資産活用を図る。
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に係る評価内容及び実施体制等の充実を図り、厳正に実施するとともに、評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 自己点検・評価内容及び実施体制等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 自己点検・評価の行動計画を策定し、全学的な基本方針の下に、定期的に系統的かつ効果的な評価を実施する。 ◦ 自己点検・評価実施体制の見直しを行い、改善・充実を図る。 ◦ 点検・評価活動への支援を強化するため、大学評価情報室の業務内容の充実・改善を図

	<p>るとともに、大学評価情報システムの整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 社会に対する説明責任を果たすとともに、本学の点検・評価活動に対する理解を深めるため、自己点検・評価結果や各種評価情報を、刊行物やホームページ等により公表する。 <p>2) 評価結果を大学の運営の改善等に結びつける取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に係る評価結果を、教育研究の質の向上、業務改善及び中期目標・中期計画に反映させるシステムを確立する。
2 情報公開等の推進に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 九州大学の教育研究活動、運営組織、人事及び財務内容などの状況に関する情報を積極的に社会に提供する。このために、大学と社会のインターフェイス機能を有する情報システムの構築と情報内容の充実を図る。 	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 広報活動を行う全学的システムを確立し、実務担当職員の技能向上等により、広報体制の充実を図る。 ◦ 読者アンケート、モニター設置等により、内容の充実した広報誌を発行し、大学と社会の交流を促進する。 ◦ 常に新しい充実した内容が掲載されるホームページにより、国内外に向けた広報活動を展開する。 ◦ 九州大学記者クラブなどを通じた、全国規模の広報活動を積極的に展開する。 ◦ ブランドとしての本学を象徴する印象的で魅力的なイメージ確立のため、ロゴマーク、スクールカラーなどの積極的な活用を図る。 ◦ カリキュラムやシラバスなどの教育活動に関する情報を社会に提供する。 ◦ 教員の教育研究内容や成果等に関する情報のデータベースの充実を図る。
VII その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 九州大学の教育研究等の目標や経営戦略に基づき、新キャンパスへの統合移転整備を含め、計画的な施設設備の整備と既存施設設備の有効活用を図る。 ◦ 「国立大学施設緊急整備 5か年計画」に基づく事業の確実な履行を図る。 	V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 <p>(1) 新キャンパス統合移転整備</p> <p>1) 施設設備の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 「九州大学新キャンパス・マスター・プラン 2001」に基づき、第1ステージに係る統合移転計画を着実に推進し、国の財政措置の状況を踏まえ、第2ステージに係る統合移転計画の推進を図る。 ◦ 平成17年度後期に第I期開校を行う。 ◦ 国際的、先端的教育研究施設設備を整備するとともに「九州大学学術研究都市構想」における学内タウン・オン・キャンパスの整備を推進する。 ◦ 糸島地区の史跡、自然環境の保全はもとより、水や廃棄物に関する環境マネジメントシステムを導入し、環境配慮型キャンパスを実現する。 ◦ 社会に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者をはじめ多様な利用者が円滑に利用できるよう、バリアフリー対策を計画的に実施する。 ◦ PFI事業等の新たな整備手法の導入を推進し、研究教育棟I施設整備事業、国際学生住宅等（生活支援施設ウエストⅡ、学生寄宿舎Ⅰ）施設整備事業及び実験施設整備事業についてはPFI事業として確実に推進する。 <p>2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p>

- 平成17年度の新キャンパス第I期開校に合わせて、経営的視点に立った全施設設備のマネジメントを行うため、スペース管理及び施設設備維持保全計画を策定する。
- 講義室、ゼミ室、会議室等の有効活用を図るための予約システムを導入する。
- 「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」に基づき、教育研究の活性化を促す空間を創出するなど、施設設備の有効活用を図る。
- 新キャンパスにおいては、一定割合の全学共用スペースを確保する。

(2) 既存キャンパス整備

- 1) 施設設備の整備に関する具体的方策
 - 三病院統合の理念に基づき、新病院の整備を着実に推進する。
 - 教育研究等の計画に基づき、既存施設設備の点検・評価を実施し、計画的な施設設備の整備を行う。
 - 社会に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者をはじめ多様な利用者が円滑に利用できるよう、バリアフリー対策を計画的に実施する。
 - PFI事業等の新たな整備手法の導入を推進し、病院地区の総合研究棟改修（旧医学部基礎A棟）施設整備事業についてはPFI事業として確実に推進する。
- 2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策
 - 経営的視点に立った全施設設備のマネジメントを行うため、スペース管理及び施設設備維持保全計画を策定する。
 - 講義室、ゼミ室、会議室等の有効活用を図るための予約システムを導入する。
 - 「九州大学における施設等の有効活用に関する指針」に基づき、教育研究の活性化を促す空間を創出するなど、施設設備の有効活用を図る。

2 安全管理に関する目標

- 各種災害等の防止のための責任体制を明確にするとともに、その防止に関する総合的計画的な対策を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 各種災害に適切に対応するため、学内教職員のみならず周辺住民の被災時の動向も考慮した、学内各施設の特徴を踏まえた地区単位の総合防災計画を策定する。
- 各種災害対策マニュアルを作成し、全学及び地区単位での防災訓練の定期的な実施を図る。
- 労働安全衛生法等を踏まえた安全衛生管理体制を構築し、放射性物質及び核燃料物質並びに危険化学物質等の管理状況を定期的に点検するとともに、安全管理の指針を作成し、安全管理・事故防止の徹底を図る。
- 学生等が実験・実習する場合における安全マニュアルを作成し、実験系の学部、学府、研究院、附置研究所等においては、定期的・組織的な安全教育を実施することにより事故防止の徹底を図る。

VI 予算（人件費の見積額を含む。），収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区	分	金額
---	---	----

収入	
運営費交付金	281,852
施設整備費補助金	17,868
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	24,090
国立大学財務・経営センター施設費交付金	2,400
自己収入	217,106
授業料及び入学金検定料収入	62,901
附属病院収入	151,853
財産処分収入	0
雑収入	2,352
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	35,676
長期借入金収入	14,887
計	593,879
支出	
業務費	468,562
教育研究経費	266,060
診療経費	141,964
一般管理費	60,538
施設整備費	35,155
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	35,676
長期借入金償還金	54,486
計	593,879

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 256,109 百万円を支出する。（退職手当は除く）

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人九州大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I 〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費

の総額。L（y-1）は直前の事業年度におけるL（y）。

②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。（D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

③「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F（y-1）は直前の事業年度におけるF（y）。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

④「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

⑤「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II [特定運営費交付金対象事業費]

⑥「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究経費の総額。D（y-1）は直前の事業年度におけるD（y）。

⑦「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。

⑧「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。

⑨「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費の総額。E（y-1）は直前の事業年度におけるE（y）。

⑩「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑪「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

⑫「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑬「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人事費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

⑭「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑮「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

⑯「附属病院収入」：附属病院収入。J（y-1）は事前の事業年度におけるJ（y）。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金に

については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y) : 学部・大学院教育研究経費(②), (⑥) を対象。

E(y) : 教育研究診療経費(⑦), 附置研究所経費(⑧), 附属施設等経費(⑨)を対象。

F(y) : 教育等施設基盤経費(③)を対象。

G(y) : 特別教育研究経費(⑩)を対象。

H(y) : 入学料収入(④), 授業料収入(⑤), その他収入(⑫)を対象。

2. 每事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

【その他】附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費(⑬), 債務償還経費(⑭), 附属病院特殊要因経費(⑮)を対象。

J(y) : 附属病院収入(⑯)を対象。(J'(y)は、平成16年度附属病院収入予定額。

K(y)は、「経営改善額」。)

3. 每事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費(①)を対象。

M(y) : 特殊要因経費(⑪)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を

総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イ・シヨン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、本学の近年の実績を考慮し試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、平成16年度予算に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	514,393

経常費用	514, 393
業務費	468, 970
教育研究経費	71, 961
診療経費	71, 115
受託研究費等	24, 011
役員人件費	1, 390
教員人件費	191, 775
職員人件費	108, 718
一般管理費	15, 367
財務費用	7, 094
雑損	0
減価償却費	22, 987
臨時損失	0
収入の部	529, 908
経常収益	529, 898
運営費交付金	265, 500
授業料収益	49, 546
入学金収益	8, 441
検定料収益	1, 845
附属病院収益	151, 853
受託研究等収益	24, 011
寄附金収益	11, 117
財務収益	58
雑益	2, 352
資産見返運営費交付金等戻入	6, 242
資産見返寄付金戻入	176
資産見返物品受贈額戻入	8, 757
臨時利益	10
純利益	15, 515
総利益	15, 515

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区	分	金額
資金支出		600, 696

業務活動による支出	483, 142
投資活動による支出	56, 251
財務活動による支出	54, 486
次期中期目標期間への繰越金	6, 817
資金収入	600, 696
業務活動による収入	534, 634
運営費交付金による収入	281, 852
授業料及入学金検定料による収入	62, 901
附属病院収入	151, 853
受託研究収入	24, 011
寄付金収入	11, 665
その他の収入	2, 352
投資活動による収入	44, 358
施設費による収入	44, 358
その他の収入	0
財務活動による収入	14, 887
前期中期目標期間よりの繰越金	6, 817

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額を含む。

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

122億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○譲渡計画

①箱崎団地の土地の一部（福岡県福岡市東区箱崎6丁目10番1号 面積923.25m²）を譲渡する。

②農学部附属演習林早良実習場の土地の一部（福岡県福岡市西区生の松原1丁目124-1 面積682.98m²）を譲渡する。

③農学部附属宮崎演習林の土地の一部（宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1012番6 面積4,223.85m²）を譲渡する。

- ④農学部附属福岡演習林の土地の一部（福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒394-1, 394-70ほか 面積1, 047. 10m²）を譲渡する。
- ⑤箱崎団地の土地の一部（福岡県福岡市東区箱崎6丁目3575番29ほか 面積221. 10m²）を譲渡する。
- ⑥笞松地区の土地（福岡県福岡市東区笞松3丁目3575番13 面積2, 483. 06m²）を譲渡する。
- ⑦六本松団地の土地（福岡県福岡市中央区六本松4丁目300番1 面積64, 974. 69m²）を譲渡する。
- ⑧六本松寄宿舎及び運動場の土地（福岡県福岡市城南区田島1丁目2番1ほか 面積23, 537. 38m²）を譲渡する。
- ⑨農学部附属北海道演習林の土地の一部（北海道足寄郡足寄町鷺府163番2ほか 面積7, 831m²）を譲渡する。

○担保計画

- ①「病棟・診療棟」, 「基幹・環境整備」及び「病院特別医療機械設備の整備」に必要となる経費の長期借入に伴い, 本学病院の敷地及び建物について担保に供する。
- ②新キャンパス施設の整備に必要となる経費の長期借入に伴い, 六本松地区の敷地について担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は, 教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

X その他

1. 施設・整備に関する計画

施設・整備に関する計画

施設・整備の内容	予定額(百万円)	財 源
・元岡団地 研究教育棟 II	総額 35, 155	施設整備費補助金 (17, 868)
・元岡団地 研究教育棟 III		長期借入金 (14, 887)
・元岡団地 実験研究棟		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (2, 400)
・元岡団地 基幹・環境整備		
・元岡団地 実験施設等		
・元岡団地 基幹・環境整備		

- ・九州大学病院 病棟・診療棟
- ・九州大学病院 基幹・環境整備
- ・小規模改修
- ・九州大学（元岡）研究教育棟Ⅰ施設整備事業（PFI）
- ・九州大学病院 脳神経病疾患低侵襲手術支援システム
腫瘍総合治療管理システム
固定癌解析診断システム
- ・不動産購入費
- ・災害復旧工事

注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

注2) 小規模改修について17年度以降は16年度と同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み256, 109百万円（退職手当は除く）

◎教員の人事に関する計画

- 「教員人事の基本方針」及び「教員選考規程」を策定し、教員の多様性・流動性を高め教育研究の活性化を促進する。
 - ・多様な経歴を持つ者、他大学出身者、女性、外国人等を積極的に採用する。
 - ・採用等は、公開公募を原則とし、任期制の導入を積極的に推進する。
 - ・教育研究業績や社会貢献の実績を適切に評価するため業績評価を実施する。
 - ・業績評価の結果は、給与のインセンティブ附与や任期付教員の再任審査に供する。
 - ・定年退職教授の後任補充にあたっては、その教育研究分野等について、全学的審議機関（将来計画委員会等）の審議を経たうえで行う。
- 「教員の人員管理要領」を策定し、教員の弾力的配置を可能とするなど、法人化のメリットを活かした人事システムを導入する。
 - ・既定の第10次定員削減計画を法人の下でも続行する。
 - ・部局配置教員数の一定率にあたる数の後任補充を凍結し、全学教育や知的財産本部等の本学の戦略的部門に重点的に配置する。
- 外部資金（競争的研究費等）の導入を促進し、研究体制の充実を図る。

- ・本学の研究プロジェクト等を推進し、優秀な研究者を確保するため、外部資金による雇用が可能となるよう「学術研究員」制度を新たに設ける。
 - ・業績顕著で相当の競争的研究費等を獲得した教授は、定年後も「特任教授」として登用し本学の学術研究の活性化を図る。特任教授は年俸制も可能とする。
- ◎事務職員等の人事に関する計画
- 事務職員等は、原則として九州地区の国立大学法人が共同で実施する採用試験の合格者から採用する。
 - 実務経験や資格を持つ者をもって充てるほうが有用である業務（高度専門業務）には、採用試験によらないことも可能とし、実務専門家の登用を推進する。
 - 既定の第10次定員削減計画を法人の下でも続行する。
 - 外部委託によるほうがより効率的である業務は、外部委託を推進する。
 - 九州地区国立大学法人等との人事交流を推進し、人材養成に資するとともに組織の活性化を図る。
 - 専門研修の充実を図るほか、長期海外研修、民間派遣研修等を充実し、大学の戦略的部門や教育研究における支援能力のレベルアップを図る。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

(元岡) 研究教育棟I施設整備事業

- ・事業総額 : 14,493,485 千円
- ・事業期間 : 平成15～29年度（15年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	0	0	815	813	830	848	3,307	7,467	10,774
運営費 交付金	0	0	361	397	380	363	1,501	2,218	3,720

(元岡) 生活支援施設ウエストII、学生寄宿舎I施設整備等事業

- ・事業総額 : 2,174,219 千円
- ・事業期間 : 平成17～30年度（14年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	0	0	113	113	113	113	453	1,019	1,472
運営費 交付金	0	0	52	66	64	62	243	459	702

(馬出) 総合研究棟改修（旧医学部基礎A棟）施設整備等事業

- ・事業総額 : 4, 008, 259 千円
- ・事業期間 : 平成17～30年度（14年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	0	0	117	117	234	234	701	2,102	2,803
運営費 交付金	0	0	46	79	118	116	360	845	1,205

(伊都) 実験施設整備事業

- ・事業総額 : 2, 476, 222 千円
- ・事業期間 : 平成18～32年度（15年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	0	0	0	129	129	129	387	1,413	1,800
運営費 交付金	0	0	0	84	69	65	218	458	676

(注) ただし、金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額が変更されることも想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	2,569	2,996	3,439	3,553	3,663	3,956	20,176	39,892	60,068

(リース資産)

なし

4. 災害復旧に関する計画

平成16年8月に発生した台風16号等により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

中期目標		中期計画	
別表（学部、学府、研究院）		別表（収容定員）	
学 部	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 芸術工学部 農学部	平 成 16 年 度	文学部 640人 教育学部 200人 法学部 980人 経済学部 1,040人 理学部 1,134人 医学部 888人 (うち医師養成に係る分野600人) 歯学部 350人 (うち歯科医師養成に係る分野350人) 薬学部 320人 工学部 3,228人 芸術工学部 808人 農学部 928人
学 府	人文科学府 比較社会文化学府 人間環境学府 法学府 法務学府 経済学府 理学府 数理学府 システム生命科学府 医学系学府 歯学府 薬学府 工学府 芸術工学府 システム情報科学府 総合理工学府 生物資源環境科学府 統合新領域学府		人文科学府 196人 (うち修士課程 112人) (博士後期課程 84人) 比較社会文化学府 220人 (うち修士課程 100人) (博士後期課程 120人) 人間環境学府 322人 (うち修士課程 190人) (博士後期課程 132人) 法学府 232人 (うち修士課程 133人) (博士後期課程 99人) 法務学府 100人 (うち専門職学位課程 100人) 経済学府 259人 (うち修士課程 94人) (博士後期課程 75人) (専門職学位課程 90人) 理学府 519人 (うち修士課程 302人) (博士後期課程 217人) 数理学府 211人 (うち修士課程 108人) (博士後期課程 103人) システム生命科学府 76人 (うち博士課程 76人) (5年一貫制) 医学系学府 597人 (うち修士課程 40人) (博士後期課程 9人) (博士課程 508人) (専門職学位課程 40人)
研 究 院	人文科学研究院 比較社会文化研究院 人間環境学研究院 法学研究院 経済学研究院 言語文化研究院 理学研究院 数理学研究院 医学研究院 歯学研究院 薬学研究院 工学研究院 芸術工学研究院 システム情報科学研究院 総合理工学研究院		

	農学研究院		
附置研究所	生体防御医学研究所 応用力学研究所※ 先導物質化学研究所		
※	は全国共同利用の機能を有する 附置研究所		
		歯学府	172人 〔うち博士課程 172人〕
		薬学府	188人 〔うち修士課程 110人 博士後期課程 78人〕
		工学府	905人 〔うち修士課程 528人 博士後期課程 377人〕
		芸術工学府	216人 〔うち修士課程 156人 博士後期課程 60人〕
		システム情報科学府	384人 〔うち修士課程 230人 博士後期課程 154人〕
		総合理工学府	556人 〔うち修士課程 328人 博士後期課程 228人〕
		生物資源環境科学府	559人 〔うち修士課程 322人 博士後期課程 237人〕
		医療技術短期大学部	
		看護学科	80人
		診療放射線技術学科	40人
		衛生技術学科	40人
平成17年度		文学部	640人
		教育学部	200人
		法学部	920人
		経済学部	1,020人
		理学部	1,126人
		医学部	1,048人 (うち医師養成に係る分野600人)
		歯学部	350人 (うち歯科医師養成に係る分野350人)
		薬学部	320人
		工学部	3,222人
		芸術工学部	808人
		農学部	922人
		人文科学府	196人 〔うち修士課程 112人 博士後期課程 84人〕
		比較社会文化学府	220人 〔うち修士課程 100人 博士後期課程 120人〕
		人間環境学府	340人 〔うち修士課程 178人 博士後期課程 132人 専門職学位課程 30人〕

	法学府	197人 うち修士課程 110人 博士後期課程 87人
	法務学府	200人 (うち専門職学位課程 200人)
	経済学府	256人 うち修士課程 94人 博士後期課程 72人 専門職学位課程 90人
	理学府	511人 うち修士課程 300人 博士後期課程 211人
	数理学府	210人 うち修士課程 108人 博士後期課程 102人
	システム生命科学府	114人 うち博士課程 114人 (5年一貫制)
	医学系学府	588人 うち修士課程 40人 博士課程 508人 専門職学位課程 40人
	歯学府	172人 うち博士課程 172人
	薬学府	188人 うち修士課程 110人 博士後期課程 78人
	工学府	907人 うち修士課程 530人 博士後期課程 377人
	芸術工学府	216人 うち修士課程 156人 博士後期課程 60人
	システム情報科学府	383人 うち修士課程 230人 博士後期課程 153人
	総合理工学府	556人 うち修士課程 328人 博士後期課程 228人
	生物資源環境科学府	553人 うち修士課程 322人 博士後期課程 231人
平成18年	文学部	640人
	教育学部	200人
	法学部	860人
	経済学部	1,000人
	理学部	1,118人
	医学部	1,208人 (うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	350人 (うち歯科医師養成に係る分野 350人)

度	薬学部 320人 工学部 3,216人 芸術工学部 808人 農学部 916人
人文科学府	196人 うち修士課程 112人 博士後期課程 84人
比較社会文化学府	220人 うち修士課程 100人 博士後期課程 120人
人間環境学府	358人 うち修士課程 166人 博士後期課程 132人 専門職学位課程 60人
法学府	185人 うち修士課程 110人 博士後期課程 75人
法務学府	300人 (うち専門職学位課程 300人)
経済学府	256人 うち修士課程 94人 博士後期課程 72人 専門職学位課程 90人
理学府	510人 うち修士課程 300人 博士後期課程 210人
数理学府	210人 うち修士課程 108人 博士後期課程 102人
システム生命科学府	152人 うち博士後期課程 152人 (5年一貫制)
医学系学府	588人 うち修士課程 40人 博士課程 508人 専門職学位課程 40人
歯学府	172人 うち博士課程 172人
薬学府	188人 うち修士課程 110人 博士後期課程 78人
工学府	908人 うち修士課程 530人 博士後期課程 378人
芸術工学府	228人 うち修士課程 168人 博士後期課程 60人
システム情報科学府	383人 うち修士課程 230人 博士後期課程 153人

		総合理工学府	556人 うち修士課程 328人 博士後期課程 228人
		生物資源環境科学府	553人 うち修士課程 322人 博士後期課程 231人
平成19年	度	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 芸術工学部 農学部	640人 200人 800人 1,000人 1,118人 1,197人 (うち医師養成に係る分野 600人) 350人 (うち歯科医師養成に係る分野 350人) 320人 3,216人 808人 916人
		人文科学府 比較社会文化学府 人間環境学府 法学府 法務学府 経済学府 理学府 数理学府 システム生命科学府	196人 うち修士課程 112人 博士後期課程 84人 220人 うち修士課程 100人 博士後期課程 120人 358人 うち修士課程 166人 博士後期課程 132人 専門職学位課程 60人 185人 うち修士課程 110人 博士後期課程 75人 300人 (うち専門職学位課程 300人) 256人 うち修士課程 94人 博士後期課程 72人 専門職学位課程 90人 510人 うち修士課程 300人 博士後期課程 210人 210人 うち修士課程 108人 博士後期課程 102人 190人 うち博士後期課程 190人 (5年一貫制)

	医学系学府	588人 うち修士課程 60人 博士課程 488人 専門職学位課程 40人
	歯学府	172人 うち博士課程 172人
	薬学府	188人 うち修士課程 110人 博士後期課程 78人
	工学府	908人 うち修士課程 530人 博士後期課程 378人
	芸術工学府	240人 うち修士課程 180人 博士後期課程 60人
	システム情報科学府	383人 うち修士課程 230人 博士後期課程 153人
	総合理工学府	556人 うち修士課程 328人 博士後期課程 228人
	生物資源環境科学府	553人 うち修士課程 322人 博士後期課程 231人
平成20年度	文学部	640人
	教育学部	200人
	法学部	800人
	経済学部	1,000人
	理学部	1,118人
	医学部	1,186人 (うち医師養成に係る分野600人)
	歯学部	350人 (うち歯科医師養成に係る分野350人)
	薬学部	320人
	工学部	3,216人
	芸術工学部	808人
	農学部	916人
	人文科学府	196人 うち修士課程 112人 博士後期課程 84人
	比較社会文化学府	220人 うち修士課程 100人 博士後期課程 120人
	人間環境学府	366人 うち修士課程 178人 博士後期課程 128人 専門職学位課程 60人
	法学府	185人 うち修士課程 110人 博士後期課程 75人

	法務学府	300人 〔うち専門職学位課程300人〕
	経済学府	256人 〔うち修士課程 94人 博士後期課程 72人 専門職学位課程 90人〕
	理学府	481人 〔うち修士課程 294人 博士後期課程 187人〕
	数理学府	202人 〔うち修士課程 108人 博士後期課程 94人〕
	システム生命科学府	206人 〔うち博士課程 206人 (5年一貫制)〕
	医学系学府	588人 〔うち修士課程 80人 博士課程 468人 専門職学位課程 40人〕
	歯学府	172人 〔うち博士課程 172人〕
	薬学府	188人 〔うち修士課程 110人 博士後期課程 78人〕
	工学府	908人 〔うち修士課程 530人 博士後期課程 378人〕
	芸術工学府	280人 〔うち修士課程 210人 博士後期課程 70人〕
	システム情報科学府	383人 〔うち修士課程 230人 博士後期課程 153人〕
	総合理工学府	556人 〔うち修士課程 328人 博士後期課程 228人〕
	生物資源環境科学府	553人 〔うち修士課程 322人 博士後期課程 231人〕
平成21年度	文学部	640人
	教育学部	200人
	法学部	800人
	経済学部	1,000人
	理学部	1,118人
	医学部	1,196人 (うち医師養成に係る分野605人)
	歯学部	350人 (うち歯科医師養成に係る分野350人)
	薬学部	320人
	工学部	3,216人
	芸術工学部	808人

農学部 916人

人文科学府	196人
	うち修士課程 112人
	博士後期課程 84人
比較社会文化学府	220人
	うち修士課程 100人
	博士後期課程 120人
人間環境学府	374人
	うち修士課程 190人
	博士後期課程 124人
	専門職学位課程 60人
法学府	185人
	うち修士課程 110人
	博士後期課程 75人
法務学府	300人
	(うち専門職学位課程 300人)
経済学府	256人
	うち修士課程 94人
	博士後期課程 72人
	専門職学位課程 90人
理学府	452人
	うち修士課程 288人
	博士後期課程 164人
数理学府	188人
	うち修士課程 108人
	博士後期課程 80人
システム生命科学府	222人
	うち博士課程 222人
	(5年一貫制)
医学系学府	578人
	うち修士課程 80人
	博士課程 448人
	博士後期課程 10人
	専門職学位課程 40人
歯学府	172人
	(うち博士課程 172人)
薬学府	188人
	うち修士課程 110人
	博士後期課程 78人
工学府	902人
	うち修士課程 530人
	博士後期課程 372人
芸術工学府	320人
	うち修士課程 240人
	博士後期課程 80人
システム情報科学府	402人
	うち修士課程 255人
	博士後期課程 147人
総合理工学府	540人
	うち修士課程 328人
	博士後期課程 212人

		生物資源環境科学府	553人
		うち修士課程	322人
		博士後期課程	231人
		統合新領域学府	58人
		うち修士課程	51人
		博士後期課程	7人